

日本看護福祉学会役員選出規約

(目的)

第1条 本規約は日本看護福祉学会規約第12条および第14条・15条に基づき、本学会役員を会員中より選出する方法を定めることを目的とする。

(役員の数)

第2条 日本看護福祉学会規約第11条に定める役員の数数は次の通りとする。

2. 理事長 1名
3. 副理事長 1～2名
4. 理事 15名以内（理事長、副理事長を含む）
5. 監事 2名
6. 評議員 若干名

(選挙管理委員会)

第3条 選挙に関する事務は選挙管理委員会（以下「委員会」という）が行う。

2. 委員会の委員は、役員会推薦により役員5名をもってこれにあたる。
3. 委員会には委員長をおく。委員長は委員の互選による。
4. 委員の任期はこの規定選挙の終了までの期間とする。
5. 委員会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
6. 前各項に定めるものの他に、委員会の運営に監視が必要な事項については委員会が定める。
7. 選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。
8. 委員会は、次期改選まで役員投票順位名簿を保管する。

(役員選挙)

第4条 選挙人名簿作成時現在、会費を納入している会員が選挙権を有する。

(被選挙権)

第5条 入会年度を含めて3年以上経過し、日本看護福祉学会規約第5・6・7条に該当する会員は役員被選挙権を有する。

(名簿作成及び配布)

第6条 選挙人名簿及び被選挙人名簿を委員会で作成し、被選挙人名簿のみ委員会の定める方法により会員に告示しなければならない。

(選挙期日)

第7条 選挙期日は、委員会で決定し、会員に告示する。

(選挙方法)

第8条 選挙は委員会の定める方法による、無記名投票とする。

(選挙開票)

第9条 開票は通知した日時までの投票分について行う。また、郵送の場合については通知した日までの消印を有効票とする。

(投票無効)

第10条 開票は委員会が行い、次の投票は無効とする。

1. 委員会指定の投票方法を用いていないもの。
2. (郵送の場合) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの。
3. (郵送の場合) 送付用封筒に住所・氏名を記入していない場合。
4. (郵送の場合) 被選挙人名簿に記載のないものを記入したもの。
5. その他選挙の規約に反するもの。

(選挙当選)

第11条 当選は、総得票順とする。

(選挙抽選)

第12条 得票数が同点となった場合は、選挙管理委員会の実施する抽選により当選人を決定する。

(当選承認)

第13条 当選人が定まった時は、委員会は当選の旨を通知し、その承認を得て総会で承認を得る。

(当選繰上)

第14条 当選人が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げて当選人とする。

(役員欠員)

第15条 役員に欠員が生じたときは、理事長の推薦により決定する。その任期は前任者の残り期間とする。

(理事長・副理事長選挙)

第16条 理事長・副理事長は選挙で選出された役員の互選により選出する。

2. 役員は理事長および副理事長を推薦する。尚、推薦に際しては、専門領域を考慮して指名することとする。
3. 役員は、理事長および副理事長候補者の選挙権および被選挙権があるものとし、役員会において選挙を行う。なお、当該選挙において、理事長候補者1名、副理事長候補者2名を選ぶことができる。
4. 各候補者の得票上位者から理事長候補者1名および副理事長候補者1～2名を選出する。
5. 得票数が同点となった場合は、再度の選挙により当選人を決定する。
6. 理事長候補者および副理事長候補者は、総会で承認を受け、理事長および副理事長となる。

改廃

第17条 この規約の改廃は、総会の決議を必要とする。

付則

選挙実施方法は細則に定める。

第1条 本会則は2010年7月4日より実施する。

第2条 本会則は2018年11月11日より実施する。

第3条 本会則は2024年7月7日より実施する。